

## 議案第7号

### 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次とおり鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育（保管を含む。以下同じ。）する動物で、<u>哺乳類、鳥類及び爬虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(猫の飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 <u>猫の飼い主</u>は、その飼育する<u>猫</u>について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>知事は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び法第36条第2項の規定によ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育（保管を含む。以下同じ。）する動物で、<u>哺乳類、鳥類及び昆虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>動物取扱業</u> 法第10条第1項に規定する<u>動物取扱業</u>をいう。</p> <p>(ねこの飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 <u>ねこの飼い主</u>は、その飼育する<u>ねこ</u>について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p>
--	---

り犬、猫等又は犬、猫等の死体を収容したときは、規則で定めるところにより、その種類、引取り又は収容の日時及び場所その他必要な事項を3日間公示するものとする。

3 飼い主は、第1項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、同項又は前項に規定する公示があった場合にあっては当該公示の終了する日の翌日までにその犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らなければならない。

2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があった場合にあっては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前3項の規定（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第36条第2項の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。

(犬、猫等の譲渡等)

第13条 知事は、法第35条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び飼い主が前条第3項の期間内に犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らないときは、これを処分することができる。  
ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

2 知事は、前項の規定により飼育に適する犬、猫等を処分するとき  
は、規則で定めるところにより、当該犬、猫等に関する情報を公示して、その飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）を募集するものとする。

3 知事は、前項の募集に応じて申し出た者がその犬、猫等を適正に飼育できると認めるときは、その者に当該犬、猫等を譲渡するものとする。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）で適正に飼育できると認めるものに譲渡することが  
できる。

2 前項の規定による譲渡を求めめる者は、その旨を知事に申し出なければならぬ。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

（手数料）

第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

第20条 知事は、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

（手数料）

第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「収容犬等」という。）の返還を求めらるる者に対しては、当該返還の申請の際、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業の登録</u> 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法第35条第1項本文の規定に基づく所有者からの<u>犬又は猫の引取り</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき2,000円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業の登録</u> 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法第35条第1項前段の規定に基づく所有者から求められた<u>犬又はねこの引取り</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上の犬又はねこ 1頭又は1匹につき2,000円</p>

<p>イ 生後90日以下の犬又は猫 1頭又は1匹につき400円 (111の8)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>イ 生後90日以下の犬又はねこ 1頭又は1匹につき400円 (111の8)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の</p>			<p>(狂犬病予防等業務手当)</p>	<p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この条</p>	<p>において「法」という。)の規定に基づき狂犬病の予防注射、犬の</p>

<p>業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条若しくは第18条の規定に基づく犬の捕獲業務、同法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは予防注射の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。次号において「動物愛護条例」という。）第11条第1項の規定に基づく犬の収容業務</u></p> <p>(2) <u>狂犬病予防法第6条第9項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第13条第1項の規定に基づく犬、猫その他の人事委員会が認める動物の殺処分業務</u></p>	<p>検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第11条第1項の規定による野犬等の収容業務</u></p> <p>(2) <u>法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による野犬等（同条第4項において準用する場合にあっては、犬、ねこその他の人事委員会が認める動物）の殺処分業務</u></p>
2 略	2 略